

## 所得税の確定申告

### 申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

所得税の還付申告は、1月5日(月)から所沢税務署で受け付けています。

### 給与所得者

- 勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方など)
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含んだ年末調整をした方を除く)
- 年収が2千万円を超えている方
- 給与所得以外の所得が20万円を超えている方
- 雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方

### 給与所得者以外の方

- 営業・農業・不動産・雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下である場合は確定申告書の提出はしなくてもよいことになっています
- 土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

## 平成27年度の 主な税制改正

### 住宅借入金等特別税額控除の拡充

平成26年4月から29年12月までに住宅を特定取得(住宅の取得費等に含まれる消費税が8%か10%)した場合、市・県民税の控除限度額が、所得税の課税総所得金額等の合計額の7%・上限額13万6千500円(従前は5%・9万7千500円)へ拡充されました。

### 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る本則税率の適用

上場株式等の配当(申告分離課税を選択したもの)・譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、市・県民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止となりました。26年以後の上場株式等の配当・譲渡所得等については、本則税率(所得税15%、市・県民税5%)が適用されます。



## 今年もe-Taxで確定申告にチャレンジ!

e-Taxは、自宅のパソコンからインターネットを使って所得税などの申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。画面の案内に従って金額などを入力し、作成した申告等データをe-Taxへ送信すれば、税務署に行くことなく申告することができます。



### e-Taxにするとこんないいことが

- 自宅からインターネットで申告できる  
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、自宅からインターネットで送信して申告できます。
- 添付書類の提出を省略できる  
医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出・提示を省略することができます。(5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)
- 還付が早くなる  
e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理しています。

### e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxの利用には、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限(3年)切れにご注意ください。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、更新手続きが必要になります。

- 「電子証明書」の発行を受ける  
市役所の市民課で「住民基本台帳カード(手数料500円)」を取得し、次に「電子証明書(手数料500円)」の発行を受けてください。

② 「ICカードリーダーライタ」を購入する  
家電販売店などで「ICカードリーダーライタ」をお買い求めください。(2,000円程度)

### もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法などの最新情報をお知らせしています。

**e-Taxに関する情報は**  
e-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
**確定申告書等作成コーナーに関する情報は**  
国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)  
**操作に関するお問い合わせは**  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎0570-01-5901

**【受付時間】**  
・1月13日(火)～3月16日(月) 月～金曜日(祝日を除く)と  
2月22日・3月1・8・15日(日)、9時～20時  
・上記以外の期間 月～金曜日(祝・休日を除く)、9時～17時

### 確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用し、ご自身で作成のうえ、郵送か持参で所沢税務署(〒359-8601 所沢市並木1-7)へ提出してください。

所沢税務署から個人への確定申告書類の発送は、1月22日(木)以降を予定しています。申告書の個人発送については、同税務署にお問い合わせください。

受付日時 2月16日(月)～3月16日(月) 9時～17時(土・日曜日を除く)。ただし、2月22日と3月1日の日曜日は申告をお受けしません。

※会場が混雑している場合は、申告の受け付けを早めに締め切ることがあります。あらかじめご了承ください。

※国税電子申告・納税システムe-Taxを利用すると、インターネットを使って申告することができ(次ページ参照)

### 税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。ご予約のうえ、ご利用ください。  
相談期間 2月2日(月)～13日(金)・土・日曜日・祝日を除く

### ご確認ください 確定申告などに必要です

- 老齢年金を受給されている方  
・老齢年金の「源泉徴収票」…1月下旬に、平成26年1月から12月までの年金支払総額を記載した源泉徴収票が送付されます。紛失した場合は、所沢年金事務所か「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)で再発行の手続きを行ってください  
※障害年金・遺族年金は課税の対象とならないため、源泉徴収票は送付されません  
問合せ 保険年金課内線1056か  
所沢年金事務所へ ☎2998-0170
- 成人用おむつ代の医療費控除を受ける方  
・1年め…おむつ代の領収書、医師の「おむつ使用証明書」  
・2年め以降…おむつ代の領収書、市の「確認書」(要介護認定者で、当該年に作成された主治医意見書の内容から、おむつ使用の必要が認められた方)  
問合せ 介護保険課へ内線1557
- 高齢者の障害者控除を受ける方  
・市の「証明書」(26年12月31日現在、要介護認定を受けている65歳以上の方。障害者手帳所持者を除く)  
問合せ 介護保険課へ内線1557

大変便利です。すでに利用されている方は、預貯金口座の残高の確認をお願いします。

- 日曜日・祝日を除く
- 相談場所指定の税理士事務所
- 申込み 関東信越税理士会所沢支部 (土・日曜日・祝日を除く、10時～12時と14時～16時) ☎2993-0822
- 納税は期限内にお忘れなく  
平成26年分の所得税の納期限は、3月16日(月)です。納め忘れのないようご注意ください。  
納付は、口座からの振替納税が
- 問合せ  
■市・県民税に関すること  
市民税課へ内線1091  
■所得税に関すること  
所沢税務署へ ☎2993-9111 (自動音声に従って用件をお選びください)